

令和4年12月

# わかもの支援コーナー通信

## 労働法セミナー開催

12月9日(金)わかもの支援コーナー主催による労働法セミナーを開催しました。このセミナーは、労働法の知識不足を解消し、問題の発生を未然に防ぐとともに求職者の職業意識を育むことを目的として開催しています。

当日は、盛岡労働基準監督署労働基準監督官の高橋三冬氏を講師に招き、一般求職者23名が参加。「働く時に知っておきたい労働法」や労働関係法のポイント冊子を使用して講義が行われました。

主な講義内容は次の通りです。



ポイント  
1

### 労働条件の明示

使用者は労働条件を明示する義務がある。書面以外に労働者が希望した場合はLINEやFAXでの通知も可。採用時に労働条件通知書の交付を受けましょう。

労働基準法は働く際の最低基準を事業者・労働者双方に示したものだ。知っておくことで、トラブル回避やおかしいじゃない?に気づくことができるかもしれません。

ポイント  
2

### 就業規則を読もう

・常時使用する労働者数が10名以上の会社には就業規則の作成と監督署への届出義務あり。職場のことで何か気になることがある場合は就業規則を確認しましょう。  
※見せてくれない場合は監督署へご相談を!

ポイント  
3

### 残業時間

改正労働基準法では36協定を締結した場合でも超えることができない時間外・休日労働の上限を設けました。

上限時間:1ヶ月100時間 かつ

2~6ヶ月平均で80時間

講師  
盛岡労働基準監督署  
労働基準監督官  
高橋三冬氏

ポイント  
4

### 最低賃金

「岩手県の最低賃金 1hあたり 854円」  
・年齢や性別、雇用形態、学生の方等問わず働く全ての労働者に適用される。

一方的に賃金額が下げられた

NG!

就業規則を会社が見せてくれない

NG!

非常勤、契約社員、パート勤務は年次休暇無いよ~

NG!

ポイント  
5

### 割増賃金

①法定労働時間を超えて働かせた時(時間外労働)25%以上の割増

※R5・4/1~中小企業についても月60時間を超える場合の割増賃金率が50%になる。

②法定休日に働かせた時(休日労働)35%以上の割増

③夜10時~朝5時の深夜時間帯に働かせた時

(深夜労働)25%以上の割増

ポイント  
6

### 年次有給休暇

・雇入れの日から6ヶ月継続して勤務し、8割以上出勤した労働者に与えられます。

・不利益取り扱いの禁止!

年休を取得したものに対してあらゆる不利益取り扱いは禁止。賃金カットは違法。

労働基準法は知らないで損をする。トラブルの際対応できるように参考にしてほしい。



ハローワーク盛岡菜園庁舎  
庁舎館長より盛岡所管内の雇用状況や、菜園庁舎内の利用について案内。

ハローワーク盛岡菜園庁舎

盛岡市菜園1-12-18 菜園センタービル1F

わかもの支援コーナー

TEL 019-653-8609